

平成25年1月21日
復興事業局宅地保全調整課

東日本大震災による被災宅地の「危険度判定申請」の受け付け および「助成金制度の遡及申請」の受付終了について

このたび、東日本大震災から約2年が経過することから、宅地復旧に係る「被災宅地危険度判定申請」と「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金制度の遡及申請」の受け付けを終了することについて報告するもの。

1 被災宅地危険度判定申請受付の終了について

(1) 受付終了日 3月29日(金)

(2) 受付終了の理由

東日本大震災から約2年が経過し、被災状況と震災による因果関係が判断しにくくなっていること、平成25年度中に宅地復旧工事の完了を目指しており、早期の復旧を促す必要があるため。

(3) 被災宅地危険度判定

地震等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保することを目的に、市が被災者等の申請により宅地の危険度を判定するもの。

2 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金制度」 に係る遡及申請受付の終了について

(1) 受付終了日 3月29日(金)

(2) 受付終了の理由

助成金制度の運用開始から約1年が経過しており、最近の遡及申請の件数が月に数件程度となっているため。

(3) 助成金制度

被災宅地危険度判定による調査結果が「危険」もしくは「要注意」のもの、または市が同等の被害状況にあると認める被災宅地等において、所有者自らが行う復旧工事費の一部を助成するための制度。

(4) 助成金制度における遡及申請

平成24年3月31日までに助成金の交付申請前に復旧工事に着手し、または既に復旧工事を完了している所有者等に対し助成金を交付するための特例措置として定めたもの。